

開発局の賃上げ企業への総合評価加点措置概要図表一式

(北海道建設新聞社が再編集)

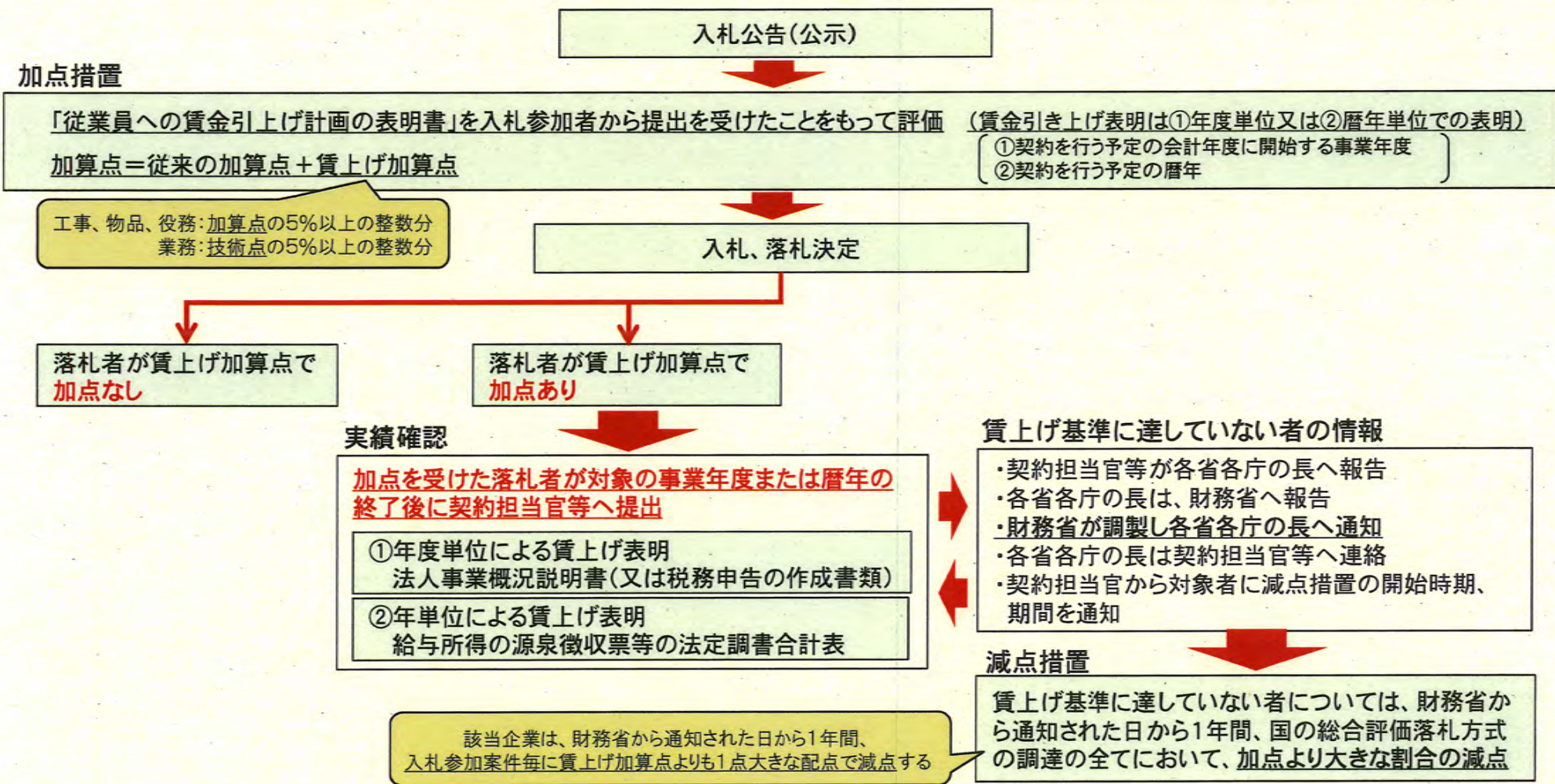
総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 概要

■適用対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)

工事、建設コンサルタント業務等、物品、役務
※ただし、プロポーザル方式や価格競争は対象外

■加点評価：事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。

■実績確認等：加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。



加点措置の方法

工事「加算点」、業務「技術点」の5%以上の整数を既存評価の満点の外側に設定する = 賃上げ加算点

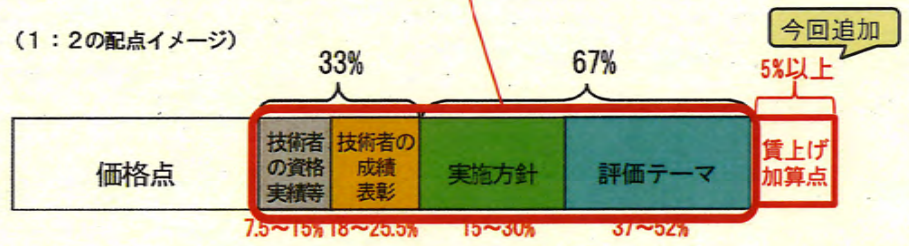
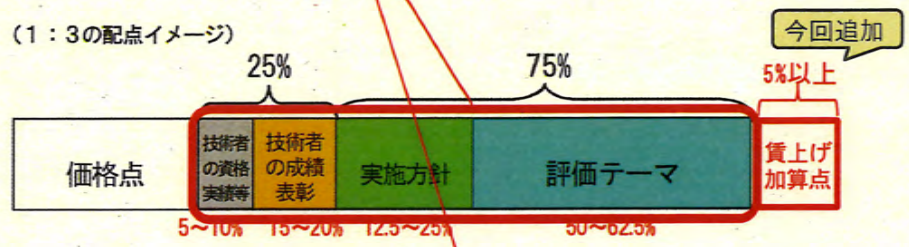
■工事の場合 (除算方式)

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{賃上げ加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

この部分の5%以上の整数を加点 → 賃上げ加算点 (既存評価の満点の外側に設定)

■業務の場合 (加算方式)

$$\text{評価値} = \text{価格点} + \text{技術点}$$



<入札段階の技術評価>

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 加点イメージ(工事の場合の例)

加算点の合計の5%以上となるよう加点の配点を設定 例：加算点が従来40点満点の場合：3点 (3点/43点=約7%)

■加算点の配点例 (国土交通省直轄工事における総合評価方式の適用ガイドラインにおける「施工能力評価型II型」の例)

評価項目		評価基準	配点		
①企業の能力等	過去15年間の同種工事实績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	8点	8点	
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点		
	同じ工種区分の 2年間の平均成績	80点以上	8点	8点	
		75点以上80点未満	5点		
70点以上75点未満		2点			
表彰(同じ工種区分の過去2年間の工事を対象)	表彰あり	4点	4点		
表彰なし	0点				
②技術者の能力等	過去15年間の同種工事实績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事	8点	8点
			より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事	4点	
		同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事	0点		
	同じ工種区分の 4年間の平均成績	80点以上	8点	8点	
75点以上80点未満		5点			
70点以上75点未満		2点			
70点未満		0点			
表彰 *同じ工種区分の過去4年間の工事を対象	表彰あり	4点	4点		
	表彰なし	0点			

賃上げを実施する企業に対する加点

3点

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

加点イメージ(業務の場合の例)

技術点の合計の5%以上となるよう加点の配点を設定 例：技術点が従来160点満点の場合：9点 (9点/169点=約5.3%)

総合評価(標準型) 1:3

■技術点の配点例 (建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン「総合評価(標準型)」)の例

<入札段階の技術評価>

評価項目		評価の着目点			設定	評価ウェイト		
						1:3	1:2	
予定技術者の 経験及び能力	資格・実績 等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	10% (5%~10%)	15% (7.5%~15%)
			専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎		
			情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	○		
	成績・表彰		専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績	◎	15% (15%~20%)	18% (18%~25.5%)
					過去〇年間の技術者表彰の有無	◎		
						○		
	資格・実績 等	担当技術者 照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	管理技術者の割合 に包含する	管理技術者の割合 に包含する
			専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	○		
			情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	○		
	成績・表彰	担当・ 照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績	○	管理技術者の割合 に包含する	管理技術者の割合 に包含する
			専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の技術者表彰の有無	○		
			専門技術力	業務執行技術力	当該部門の従事期間	○		
資格・実績 等	管理・担当・ 照査技術者	CPD			○	管理技術者の割合 に包含する	管理技術者の割合 に包含する	
小計						25%	33%	

【②実施方針】

評価項目	評価の着目点	設定	評価ウェイト	
			1:3	1:2
実施方針・実施フ ロー・工程表・そ の他※	業務理解度	◎	25% (12.5%~25%)	30% (15%~30%)
	実施手順	◎		
	その他	◎		

【③評価テーマ】

評価項目	評価の着目点	設定	評価ウェイト		
			1:3	1:2	
評価テーマに対す る技術提案※	全体	○	50% (50%~62.5%)	37% (37%~52%)	
	評価テーマ1	評価テーマ間の整合性			◎
		的確性			◎
	評価テーマ2	実現性			◎
的確性、実現性について上記を準用		○			
小計 (実施方針+評価テーマ)			75%	67%	

合計

100%

賃上げを実施する企業に対する加点

これを加えた分母に対して5%以上

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 加点・減点イメージ(北海道開発局の標準配点例の場合)

北海道開発局工事・業務における総合評価の標準配点例では、賃上げ企業に対する加点・減点措置は以下となる

■工事の標準配点例

評価項目	施工能力評価型					技術提案評価型			
	2.5億未満 (舗装0.8億未満)		2.5億以上 (舗装0.8億以上)		地域維持 型JV対象 工事	非WTO		WTO	
	II型	I型①	I型①	I型②		S型	A型	S型	A型
①企業の能力等	17.5点	17.5点	17.5点	17.5点	17.5点	12.5点	-	-	-
②技術者の能力等	19.0点	19.5点	19.5点	19.0点	19.0点	44.0点	70.0点	60.0点	70.0点
加算点計(段階選抜後)	36.5点	37.0点	37.0点	36.5点	36.5点	56.5点	70.0点	60.0点	70.0点
	+	+	+	+	+	+	+	+	+
賃上げを実施する企業に対する加点	2点	2点	2点	2点	2点	3点	4点	4点	4点
賃上げを実施しなかった企業に対する減点	-3点	-3点	-3点	-3点	-3点	-4点	-5点	-5点	-5点
	(2/38.5=5.2%)					(3/59.5=5.0%)		(4/74=5.4%)	

■業務の標準配点例

評価項目	簡易型 1:1	標準型 1:2	標準型 1:3
①予定管理技術者の評価	50点	33点	40点
②実施方針・実施フロー・工程表・その他	50点	30点	40点
③評価テーマに対する技術提案	-	37点	80点
技術点計(入札段階)	100点	100点	160点
	+	+	+
賃上げを実施する企業に対する加点	6点	6点	9点
賃上げを実施しなかった企業に対する減点	-7点	-7点	-10点
	(6/106=5.7%)		(9/169=5.3%)

※総合評価の各種試行や選択項目の設定により、賃上げ加点・減点の配点が異なる場合もあるため留意すること

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 (参考)国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点について

複数年契約の2年目以降の賃上げを促すため、一部※の国債(複数年度)契約では、次回調達において前回調達の2年度目以降の賃上げ実績を確認し、結果に応じて加点。

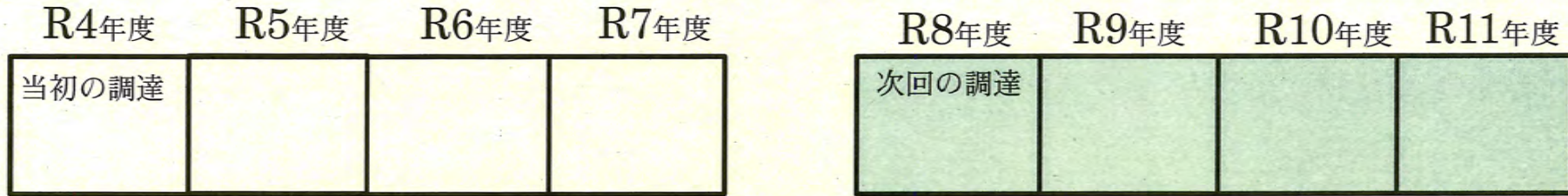
※事業の同一性が確認される契約で4年以上の国債による契約が該当

＝4年以上の国債による年維持除雪工事が対象となるが、現時点、北海道開発局では該当する案件無し

■仕組みのイメージ

実質的に同一性が確認できる契約※

※例：庁舎管理等に係る契約
システムの保守・点検に係る契約
(国交省の発注工事等では、一部の維持工事が該当の可能性あり)



最終事業年度等の前々事業年度

税制措置の賃上げに係る適用要件を満たしているか確認する期間

次回調達の際に確認し、満たしている場合は賃上げ表明の提出を受けた場合に準じて評価
⇒賃上げ表明の評価とは別にさらに加点

加点を受けた落札者：最終事業年度等及びその前事業年度等の賃上げ実績を確認 等